

広島県告示第九百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年十一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の種類	標ぼう	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
内科・外科鳴戸 医院	三次市十日市 中四丁目六一 一〇	精神通院医療	診療科名	鳴戸 謙嗣	平成二二年 一月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
かわち薬局	尾道市御調町丸河南五九五番地の 四	精神通院医療	平成二二年 一月一日